

<参考 第3者機関の運用に関する疑問>

1 報告書の作成・責任の体制

第3者機関が、各政党の本部及び現在数の支部全ての報告書を監査することなど、物理的にできるはずがない。政党本部が期限までに本部・支部連結の報告書を作成し第3者機関に提出する前提で、本部の責任者が各支部の会計責任者を指導し・内容精査する体制を整えないと、政治家単位で作る政党支部のままでは、今も起きている低レベルのエラーの山が第3者機関に指摘されるだけ。

監査を受ける政党の体制は大丈夫なのか・支部の統合(人口規模当たりの数の制約)、会計責任者の専任化(秘書の兼務禁止)、支部内の区分経理方法(政治活動別・選挙区別)なども重要課題では？

2 資金の動きをチェックする前提となる活動報告

第3者評価が義務付けられている独立行政法人では、収支報告書の前提となる活動報告書の提出が義務付けられているが、現在の制度では政治資金収支報告書だけ～収支の前提となる活動の全容がわからないと、金額の適否が判断できない(演説会等の回数がわからないと旅費総額が適正か確認できない等)が、第3者機関がどうするのか謎。まさか、領収書を一枚一枚見る訳ではないはず・どうするのか？

3 役務の提供(＝現物寄付)・遺贈その他の収入源の実態

前回の騒動では、使途不明金のほか、宗教団体の無償の役務提供も問題になったが、そもそも無償の役務提供は現物の寄付と考えられ、今後は、実態を把握する(禁止しないまでも)ことは必要。2の活動報告提出が義務化されれば、これに記載できるが・どうするのか？